

第4章 計画の推進と国・県への要望

第4章 計画の推進と国・県への要望

第1節 計画の推進・フォロー体制

本計画の策定のために、前述のとおり、庁内組織として「八千代市障害者健康福祉推進連絡会議」、庁外組織として「八千代市障害者計画等懇談会」を開催し、検討作業を進めました。

計画策定後は、これらの策定組織をそのまま計画の進行管理組織に移行させ、それぞれの役割に応じて、計画の推進・フォローに取り組んでいきます。具体的には、それぞれの組織で適宜会合等を持ち、その時点までの計画内容の進捗状況の確認、評価等を実施します。

(1) 計画を推進する各機関

① 八千代市障害者計画等懇談会

障害者団体の代表、保健・医療・福祉関係団体の代表、教育・職安・建築関係機関の代表や公募市民および学識経験者などから意見をいただくために設置した「八千代市障害者計画等懇談会」において、計画推進への助言、提言をいただくなど、連携による計画の推進を図ります。

② 八千代市障害者健康福祉推進連絡会議

保健・福祉はもとより、教育・まちづくり・防災・企画・財政部局を包括して全庁的に対応するために設置されている「八千代市障害者健康福祉推進連絡会議」（関係部局の課長相当職で構成）の機能を高め、計画の推進を図ります。

第2節 国・県への要望

本計画の実現にあたっては、本市だけでなく国・県の障害者施策との連携・協力によって推進していくべきものもあること、また、国・県の障害者福祉の充実に向けた制度の改善や必要な財源確保等もあることから、各種の機会を通して、国・県に対し、次のことを要望していきます。

(1) 財源の確保

各市が障害者計画等の障害者施策を推進できるよう、財政的支援を要望します。

(2) 就労の場の充実

障害のある人の経済的環境が改善できるよう、就労の場の確保について要望します。

(3) 柔軟なサービスの運用

障害者自立支援法に代わる新たな法律（仮称 障がい者総合福祉法）の制定を検討している国の動向を注視し、サービスが柔軟に運用できる法体系を要望します。